

広島県告示第二百九十三号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第七条第一項の規定によって平成十九年三月に定めた特定鳥獣（ニホンジカ）保護管理計画を変更し、特定鳥獣（ニホンジカ・島しよ部を除く地区）保護管理計画を策定した。

なお、この計画書は、広島県環境部環境対策局自然環境保全室及び各広島県地域事務所農林局（庄原支局を含む。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年三月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山